

知多市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき知多市監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月3日

知多市監査委員 渥 美 秀 登
同 勝 崎 泰 生

記

1 監査の種類及び実施日

随時（工事）監査

令和3年1月26日

2 監査の期間及び対象

令和2年度（令和2年12月22日～令和3年1月25日）

令和2年度南5区多目的グラウンド整備工事

(1) 工事場所

知多市緑浜町地内

(2) 工事内容

名古屋港南5区廃棄物最終処分場3工区に多目的グラウンドを整備する。

ア 工事面積 46,394 m²

イ 工事種別 盛土工路体盛土、法面整形工、側溝工、地下排水工（暗渠管、板状排水）、土系舗装工、柵工（メッシュフェンス）

(3) 工事請負業者

株式会社粕田組

(4) 設計会社・工事監理

中央コンサルタント株式会社（設計）

公益財団法人愛知県都市整備協会（監督補助委託）

(5) 事業費

設計金額 175,665,600円(税込み)

契約金額(当初) 158,130,500円(税込み)

契約金額(変更後) 161,722,000円(税込み)

(6) 工事期間

令和2年6月30日から令和3年3月19日まで

(7) 進捗状況(令和2年12月末日現在)

計画出来高 55.3%、実施出来高 51.1%

3 監査の着眼点(評価項目)

事務処理が適法・適正に執行されているか、工事計画の合理性や設計・積算及び施工等が適正かつ効率的に、安全かつ確実に行われているか。

4 実施内容

事務局は、監査対象の所管課に関係書類の提出を求め、補助監査を行う。工事の技術調査については外部に委託し、技術士による工事関係書類審査及び実地調査を行う。監査委員は、実地を確認するとともに、事務局の補助監査結果、技術士による調査結果に基づき総合的な判断を加える。

5 監査の結果

工事は、各種提出書類及び施工計画など、おおむね適正に整備されていた。工事監督、工事監理についても適切に行われ、設計どおりに施工されており、おおむね良好な施工状態であると認められた。

なお、技術士による関係書類の審査及び実地調査において、直接意見のあった事項については、今後適切な対応を講じるよう取り組まれない。

6 技術士による調査結果(要約)

(1) 知多市契約規則第34条により契約保証金の納付が免除されているが、近年、免除していない市町村が多くあるため、履行保証制度の活用について一考されたい。

(2) 大雨、強風等の場合に係る緊急時の体制及び対応が記載されているが、大雨、強風等については、具体的数値を記入させ、管理させることが望ましい。

(3) 現場で作業する者が常時10人から49人の場合は、安全衛生責任者に準ず

る者及び統括安全衛生責任者に準ずる者とするのが適切であるため、指導されたい。

- (4) 建設業退職金共済制度について、近年、偽造証紙が見つかったこともあり、証紙受払簿で確認を徹底されたい。
- (5) 建設業許可票等の掲示物は、記載内容に誤りがないよう指導されたい。
- (6) グラウンドへの出入口の素掘側溝について、一考されたい。
- (7) 現場事務所の分電盤について、取扱責任者名を表示するよう指導されたい。